

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）の概要

平成26年3月  
内閣府地方分権改革推進室

### 1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

### 2. 改正内容

#### 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等  
(10条等)
- ・商工会議所の定款変更の認可(38条)
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等(44条)

#### 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定  
(5条等)
- ・病院の開設許可(17条)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）に関する都市計画の決定(45条)

### 3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

【施行期日】

能力試験名		王立職業訓練①選択				職業訓練			
科別	題番	問題	選択	正解	得点	科別	題番	問題	選択
職業訓練	(1)	中卒・高卒者等、職業者及び在職者(二科)の職業訓練 訓練料(市町村)(口含)有	●	(156)		職業訓練	(1)	中卒・高卒者等、職業者及び在職者(二科)の職業訓練 訓練料(市町村)(口含)有	○
短期大学校	(1)	高卒者等(二科)の高専が職業訓練料実施(専門 課程)	●	(1)	○	短期大学校	(1)	高卒者等(二科)の高専が職業訓練料実施(専門 課程)	○
職業能力開発	(1)	高卒者等(二科)の高専が職業訓練料実施(専門 課程)	●	(1)	○	職業能力開発	(1)	高卒者等(二科)の高専が職業訓練料実施(専門 課程)	○
大学校	(10)	専門課程修了者等(二科)の高専(乙)の専門的力(専門 課程)	●	(10)	○	職業能力開発	(10)	専門課程修了者等(二科)の高専(乙)の専門的力(専門 課程)	○
職業能力開発	(10)	専門課程修了者等(二科)の高専(乙)の専門的力(専門 課程)	●	(10)	○	大学校	(10)	専門課程修了者等(二科)の高専(乙)の専門的力(専門 課程)	○
促進力源泉	(61)	職業者及び在職者(二科)の短期間の職業訓練料実施 実施	●	(61)	○	職業能力開発	(61)	職業者及び在職者(二科)の短期間の職業訓練料実施 実施	○
障害者職業訓練	(13)	障害者の能力、適性等(二科)の職業訓練料実施	●	(13)	○	促進力源泉	(13)	障害者の能力、適性等(二科)の職業訓練料実施	○

• ୭୨୮୩୮୦୯୪

- 指定都市法、職業能力開発校充設置、学卒者に職業者等に対する職業訓練充実施政の工夫などを、今般の改正に付し、職業能力開発校充設置、学卒者に職業者等に対する職業訓練充実施政の工夫などを、
  - 職業能力開発短期大学校等充設置、学卒者等に対する高専充職業訓練充実施政の実施
  - 職業者職業能力開発校充設置、障害者に対する職業訓練充実施政の実施

卷之三

公共職業能劢驗證的行為、職業能劢驗證期大學校、職業能劢驗證大學校、職業能劢促進中心、障礙者職業能劢學校(011-2指定期市地設置(之行為)改正施行)。

職業能力開発促進法の一部改正案(職業能力開発促進法の設置)